

一時預かり（一時保育）利用料の助成について

市内の保育所・認定こども園・幼稚園等では、保育所等を利用していないお子様を、保護者が出産や病気、仕事などで保育が出来ない場合、一時的にお子様を預かる「一時預かり（一時保育）」を実施しています。

市では、所得の低い世帯や支援が必要なお子様がいる世帯の方が、一時預かりを利用された場合、その利用料の一部を補助しています。

※一時預かりの利用を希望される場合は、施設への事前登録が必要になります。料金など、詳しい利用内容等につきましては、各施設にお問い合わせください。

1. 補助対象世帯・基準額

利用日時点で会津若松市内に住所があり、かつ次の要件のいずれかに該当する方

対象となる世帯	児童1人あたりの補助上限額
生活保護世帯	3,000円/日
住民税非課税世帯	2,400円/日
市民税所得割合算額が77,101円未満の世帯	2,100円/日
その他市長が特に支援が必要と認める世帯	1,500円/日

※保護者が支払った利用料と補助上限額を比較して少ない方が1日分の補助額となります。

2. 補助対象期間および申請締切

補助対象：令和8年4月1日～令和9年3月31日の一時預かり利用分

申請締切：①令和8年4月～令和8年8月利用分 → 令和8年9月11日（金）

②令和8年9月～令和9年3月利用分 → 令和9年4月12日（月）

※ただし令和8年4月～令和8年8月利用分については、令和9年4月12日（月）まで受け付けます。

3. 必要な手続き

利用料の全額を一旦施設へ支払った後、市へ補助申請を行ってください。

施設から配布された一時預かり利用者負担軽減事業補助金交付申請書に必要事項をご記入のうえ、必要な書類とともに、こども保育課へご提出してください。

書類審査後、請求書等の提出を依頼いたします。必要な書類を添付の上、こども保育課へご提出ください。

（裏面もご覧ください）



(1) 交付申請時提出書類

<全員必要>

- 一時預かり利用者負担軽減事業補助金交付申請書（第1号様式）
- 一時預かり保育の利用に係る領収書

<該当者のみ必要>

①他市町村にお住まいだった方

- 課税額が確認できる書類（市町村が発行する「所得・課税（非課税）・控除証明書」）
 - ・令和7年1月1日現在、他市町村にお住まいだった方
4～8月利用分 → 令和7年度（6年分所得）所得・課税（非課税）・控除証明書」)
 - ・令和8年1月1日現在、他市町村にお住まいだった方
9～3月利用分 → 令和8年度（7年分所得）所得・課税（非課税）・控除証明書」)

②生活保護世帯

- 生活保護受給証明書（市役所地域福祉課で交付）
(※ただし、年度内の補助交付申請の際、既に提出済の場合は不要)



(2) 請求時提出書類

<全員必要>

- 一時預かり利用者負担軽減事業補助金交付請求書（第2号様式）
- 通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義のフリガナが分かるもの）
- 債権者登録申請書

お問い合わせ：会津若松市こども保育課 ☎ 0242-39-1239